

＜趣旨＞
 神栖市における有機ヒ素化合物(ジフェニルアルシン酸)のばく露が確認できる者に対し、健康診査を行うとともに、医療費等を給付することにより、治療を促すことを通じて、当該者に係る症候及び病態の解明を図り、もってその健康不安の解消等に資する。

＜対象者＞
 ①有機ヒ素化合物汚染井戸飲用住宅への居住要件を満たし、
 ②毛髪・爪検査等によりばく露が確認された者

} 専門家による検討会(環境省)の審査を経て確認

＜実施状況＞
 ◇申請受付開始日：平成15年6月30日
 ◇対象者数等(令和7年4月1日現在)
 医療手帳対象者 139名
 (累計 157名)
 うち健康管理調査対象者 28名
 (申請者数 565名)
 (申請棄却者 408名)
 (分析調査中等 0名)

＜給付内容＞
 医療手帳の交付

- 医療費(自己負担分を公費負担)
- 療養手当(通院等：月1.5万円、入院：月2.5万円)(併給なし)
- 健康診査(公費負担)

◇事業見直し等
 平成18年6月7日
 平成18年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、当初3年間実施とされていた健康管理調査の継続を決定
 平成20年5月22日
 平成20年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、平成20年7月以降も事業を継続することを決定
 平成23年5月23日
 平成23年度第2回臨床検討会での意見を踏まえ、平成23年7月以降も事業を継続するとともに、小児期にばく露され、相当程度の精神発達への影響がみられた者に対し、精神発達調査を実施することを決定
 平成26年5月26日
 平成26年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、平成26年7月以降も事業を継続することを決定
 平成29年6月27日
 平成29年度第2回臨床検討会での意見を踏まえ、平成29年7月以降も事業を継続することを決定
 令和2年6月22日
 令和2年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、令和2年7月以降も事業を継続することを決定
 令和5年6月30日
 令和5年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、令和5年7月以降も事業を継続することを決定

特に汚染の著しい井戸水の飲用者 →健康管理調査の実施(健康状態等に係る報告票の提出による調査を実施、病歴、治療歴等の調査を初年度に実施)	なし 入院歴	<ul style="list-style-type: none"> 健康管理調査費用(月2万円) 健康管理調査協力金(30万円)【初年度のみ】
---	-----------	--

	あり 入院歴	<ul style="list-style-type: none"> 健康管理調査費用(月2万円) 健康管理調査協力金(70万円)【初年度のみ】
--	-----------	--

小児期にばく露され、相当程度の精神発達への影響がみられた者 ※平成23年度～ →精神発達調査の実施(精神発達等に係る報告票の提出等による調査を実施)		<ul style="list-style-type: none"> 精神発達調査費用(月5万円)
--	--	--

＜その他＞
 小児支援体制整備事業の実施
 ※平成20年度～
 (医療手帳の交付を受けた15歳以下の者のうち、親権者等からの申請があった者を対象。なお、現に支援を受けている者に対しては、15歳を超えても小児支援調整検討会議で支援が不要と判断されるまで支援を続ける。)

- 一人一人の成長過程に応じた支援体制を整備するため、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、支援の実施について調整を行う。